

(電子メール施行)

事 務 連 絡

令和3年5月25日

市内児童発達支援センター
市内児童発達支援事業所
市内放課後等デイサービス事業所

} 管理者各位

仙台市健康福祉局障害者支援課長

令和3年度報酬改定に係る個別サポート加算(Ⅱ)の取扱いについて(通知)

平素より、本市障害福祉行政につきましてご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度報酬改定により新設された標記加算につきまして、本市の対応を下記のとおりといたしますので、関係職員並びに貴所利用中の対象者への周知についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 個別サポート加算(Ⅱ)の概要

児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、要保護児童又は要支援児童(以下「要支援児童等」という。)であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他公的機関や、要保護児童対策地域協議会、当該児童若しくはその保護者の主治医(以下「連携先機関等」という。)と連携し当該児童へ支援を行った場合、1日につき125単位の加算を算定可能です。

2. 個別サポート加算(Ⅱ)の算定要件

(1) 連携先機関等との連携

①連携先機関と当該加算対象児童が要支援児童等であるとの認識や、要支援児童等への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。

なお、支援の内容は個別支援計画(児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)に記載するものとする。

②連携先との①の共有は、年に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。

なお、ここでいう文書とは、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書ではなく、連携先機関等が作成したものや、事業所が作成し、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で情報共有するための資料を指す。

(2) 通所給付決定保護者の同意

- ① 養育環境等も含めた要支援児童等の課題や、課題に対する支援内容を個別支援計画に記載し、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- ② 連携先機関等と要支援児童等への支援の状況等を情報共有しながら支援することについて、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- ③ 当該障害児の養育環境等に対する実情や保護者の支援の必要性等を理解しないまま、(2) ①, ②の同意を保護者に求めることは、一方的に当該障害児が要支援児童等に該当することや、障害児の養育環境等の問題等について伝えることになり、かえって要支援児童等への支援を困難にすることも想定される。

事業所が、障害児を要支援児童等と認識し、手厚い支援が必要だと感じて、保護者との認識の共有が図られているとは限らないため、こうした場合、まずは、保護者に寄り添い相談援助等を行うなどして、保護者との信頼関係を構築していくことが必要となる。

こうした信頼関係が築けていない場合に加算の算定に係る同意を求めることは、保護者との信頼関係を損ねるのみならず、要支援児童等の養育上も好ましくない影響が生じる恐れがあることから、行わないようにすること。

※当該加算の対象者要件の詳細については、厚生労働省事務連絡（別添1）によりご確認ください。

3. 個別サポート加算（Ⅱ）の算定方法

2. (1), (2) を踏まえたうえで、加算対象児童によって支援の内容は異なると想定されるため、画一的に対象となる支援の内容については定めることができません。

当課としても事例の積み上げの必要があると考えていることから、令和3年度については、当該加算算定の前に当課施設支援係へ「個別サポート加算（Ⅱ）算定対象児童事前協議書」（別添2）を作成のうえ、ご相談くださいますようお願いいたします。

4. 別添資料

（別添1）個別サポート加算（Ⅱ）の取扱いについて（令和3年3月31日厚生労働省事務連絡）

（別添2）個別サポート加算（Ⅱ）算定対象児童事前協議書

担当：施設支援係 丸田、藤本

電話：214-8188

E-mail：shisetsushien@city.sendai.jp